

企画提案書作成にあたっての条件、留意事項等

1 企画提案事業の内容について

- (1) 本事業は委託事業であり、その成果は県に帰属します。また、公費で実施する「県の委託事業」であることから、特定の方を対象とした事業や従来からNPOが実施してきた事業を本企画提案事業として提案することはできません。
- (2) 事業の完了が次年度以降となるもの、また、次年度以降において県の予算措置が必要となる事業は提案できません。
- (3) 国や県、市町村及びそれらの外郭団体、または企業等から委託や助成を受けている（予定も含む）事業は提案できません。
- (4) 無理な事業計画は提案せず、実行可能で効果が見込まれる事業としてください。

2 契約期間・事業実施期間について

契約期間は契約日から最長で令和8年3月末までです。事業の実施後30日以内または契約期間終了日のいずれか早い期日までに完了報告書を作成し、県に提出してください。

3 事業費積算について

適正に事業が実施できるよう、確実な積算をお願いいたします。

委託金額：412,000 円以内（消費税等含む）

4 仕様書について

採用された企画提案をもとに、委託先と県が協議し、契約締結までに仕様書を作成します。

5 共同事業体について

共同事業体で企画提案を行う場合は、企画提案書とは別に関係書類を提出していただく必要があります。